午前9時25分 開会

○宮本会長

おはようございます。令和5年6月、農業委員会を開催したいと思います。本日、大坂 委員から欠席届が出ております。署名人は谷川委員、西山委員、両名です。よろしくお 願いします。

○事務局1

おはようございます。まず、4月末から5月にかけての宇多津町内での井出ざらい、皆 さんご苦労様でした。ありがとうございました。随分綺麗になりましたので、またよろ しくお願いいたします。

○事務局1

それでは議案の方進めさせていただきます。6月度農業委員会議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請が1件ございました。農業委員会受付は令和5年6月1日でございます。申請人は宇多津町●●番地●、●●●様でございます。所在地は宇多津町字●●○○番地、△△番地で、面積は○○番地が168平方メートル、△△番地が52平方メートル、合わせて220平方メートルでございます。地目は台帳では畑。現況は宅地となっております。昭和44年ごろ祖父が農業用倉庫を建築し利用を開始しました。その後、父が農業用倉庫及び玉ねぎ乾燥用建物を増改築し、現在まで利用しておるところでございます。今回、これを正常化するために遡及して、第4条を申請するものでございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○宮本会長

これは●●地区、水利関係は特にないですね。一つ、私の方から質問。この●●地区、 今ちょうど地籍調査をしていると思いますが、どんな状況ですか。

○事務局1

地籍調査は令和3年に済んでおります。ここは、地籍調査で隣接の方と意見が違い、境界が未確定となっています。本来なら、地目が変わっていれば、地籍調査で直していくですが、筆界未定になった関係で、そのままになっています。●●さんの方からきちんと変更しておきたいとご希望があり、今回の申請に至っているところです。いまの地目は畑となっていますが、実際のところは、玉ねぎ乾燥用の倉庫があります。

今概況の説明を受けました。隣地境界というのはこれで確定するわけですか。

○事務局1

今回は地目だけが変わります。

○宮本会長

隣地との境界は未定のまま、4条申請して、宅地にしますと、その後境界確定をやるということですか。

○事務局1

境界の確定については、地籍調査期間中に決まらなければ、双方で弁護士等を立てて裁判をするなりして確定するという話しになるので、当分は決まらないということで。決まるところをきちんと定めていきたいという話です。

○宮本会長

農業委員会は、認定した場合に何か問題が発生しないかという意味で、私の方から質問させていただきました。

○宮本会長

もう1点、農業用倉庫に関して、これはもう建築申請もいらないということで、それに対して問題ないというふうな認識です。はい。そしたら皆さん委員の意見、質問を受けます。どうぞ。挙手ください。必ず指名させていただきます。

○谷川委員

結構です。

○宮本会長

わかりました。そしたら今事務局の方からも説明がありましたように、農業委員会でこれを承認しても、何ら問題ないと発生しないという条件のもとでこれを承認という形で進めさせていただきたいと思います。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○事務局1

これ 4 条の関係で、県知事の許可になります。これが終わればもう基本、県の方に譲るようになるんですけども。最終的にそこで同意を計る場合に、先方に対しての農業委員会からの文言を県の方にも提出してくださいと連絡がきております。厳重注意と以後こういうことのないように継続して農業をしてくださいというふうな文言で出そうと思うんですけどもそれでよろしいですか。特に何か追加することなどありませんか。

○谷川委員

隣地との境界について、農業委員会は関係がないということであれば、問題ないと思います。

○宮本会長

はい。その他、意見質問ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○宮本会長

そしたらこの議案第1号、これをもって承認ということで終わります。ありがとうございました。

○事務局1

それでは次のその他に入らせていただこうと思います。議案の方に書いております。近年の米価の動向についてということで、資料も机上に置かせていただいております。宮本会長の方から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○宮本会長

説明させていただきます。実は報告3件のうちの1件です。農業委員会関係の会議が3件ございました。5月16日、中讃地区農業委員会連合会。福田事務局長も同席のもと丸亀市で行われました。3議案がありまして可決されて、これをもって今後の、農業委員会の運営を行うということでありました。その中の資料が今お手元にお配りした資料です。後程説明させていただきます。

2件目は、5月29日中讃農業改良普及協議会が善通寺でありました。この協議会の会長は宇多津町の谷川町長がやられております。議案として4つありまして、いずれも承認されました。これは11月頃にアイレックスで行われる研修会の中核となっている協議会です。

○宮本会長

3 件目は、5 月 30 日に全国農業委員会会長大会というのが、東京都文京区でありました。全国ですから、北海道から沖縄までまず、1800 人ほど、会長が集まって、皆さんで議論し、4 つの議案が、承認されました。これをもって、今後の運営と、という形で進めていきます。そのあと例年は各県選出の代議士もしくは参議院の方に手分けして陳情に行くんですが、今年は衆議院議員の議員会館の中にあります食堂ですか、そこへ国会議員の皆さんに、きていただきまして、懇親及び陳情をしました。出席委員として、平井、玉木、小川、大野、瀬戸代議士、三宅、山本両参議院議員が参加されまして、2 時間あまりですが少しずつ挨拶を受けながら、各席へ皆さん回っていただいて、陳情なり、日頃の鬱憤なりを話すということをしてきました。この3件が報告です。

○宮本会長

はい。それと、このデータについて説明させていただきます。これは、最初に申し上げました 5 月 16 日の調査地区の農業委員会連合会の中で丸亀の松岡会長が、農業関係の米作関連の仕事をされておった関係で詳細をご存知ということで、この手書きの部分は松岡会長で書いて、皆さんにこれを提示させていただきました。趣旨としましては、皆さん米を作っても赤字だと、或いはどのぐらい損をしているんだろうかというのを数字にまとめたらよくわかるだろうという目的で書かれております。

○宮本会長

棒グラフのところこの辺り見てください。香川県をベースに、いわゆる 5 反弱者という、5 反を作るのにどのぐらいの必要経費がかかっているかということを図 2 の棒グラフの左から三つ目ですか。0.5 から 1.0 というのが、いわゆる 50 ㎡、5 反から 1 反のお米を作るのにどれだけの必要経費がかかっているかを棒グラフで示してます。

〜図の説明〜 物財費、労働費、肥料・農薬を合わせて 1 反あたり生産費が 16 万 8605 円掛かるということです。

○宮本会長

それで図2のところに「米価は幾らだったら再生産できるか」という文章があろうかと思いますが、これは何を言うとしているかというと、1 反でお米を作ると、8 俵できるだろうと。そうすると、もともと米を作るのに 16 万 8605 円の必要経費がかかっています。それを 8 俵できたとしたら 1 俵当たり 2 万 2075 円ですと。だから、1 俵当たり 2 万 1075 円の米価であれば、労賃労働費も入れて、ちょうど相殺できるということを示しています。

○宮本会長

その中で、労働費を引いて 8 俵できたとすると、1 俵当たり 1 万 4668 円。タダ働きだけど、1 俵 1 万 4668 円があれば、何とか経費と出費がおんなじですよと。

○宮本会長

そうして、今度はどのぐらい損しているのかと計算したのがその下です。10 アール当たり収益として「おいでまい」とか2等としまして1俵当たり1万2600円。反8俵できるとすると、10万800円だと。それから、必要経費の16万8605円を引くと。1反あたり、一生懸命これを作っても、6万7805円損していると。だから米を作っても儲からないんだと、赤字だと、皆さんよく発言されるんですが、実際数値的に言うと、あくまで平均値ですがこのくらい。

○宮本会長

このぐらい、何とか頑張っていいんだよというのを示しています。そこからですね、同じく労働費5万1261円。これを引いたとしても、米1俵あたり1万6540円だと。どっちに転んでも労賃除けて1万6544円のお金をかけながら売る米は1万2600円ですよ。赤字が出ているというのを示した資料として、松岡会長が試算されました。数字はこれ平均値ですから、そんなに肥料代かかってないとか、あると思いますが、それを見ていただければ数値的に出されているんで、参考になるということで事務局にお願いしてこうして皆さんにお出ししたということです。以上が説明です。

親の代は大変だけどやっているが、息子の代に赤字なのにやってくれとはなかなか言いにくいということは話しをしますが、数値で表したらこういうことで、多少の増減はあろうかと思いますが、これが参考になろうかということで、皆さんのお手元にお配りしました。以上です。はい。何か私が答えられる範囲で質問があれば、どうぞ。

○谷川委員

田んぼ 3 反作って、もう人に耕作してもらったら、1 反に 1 万 5000 円を持って行かなかったら仕舞いがつかない。だから私は 3 反作っている人に、もう作るのはやめよう。委託したらと。委託してくれたら、うちの場合は、一反に 1 袋あげるんですよ、30 キロ。3 反で 1 俵半ですね。そしたら、1 俵半あったら、年寄り二人で十分食べられる。だから、そうしたらと。そうしたら手間が掛からないんです。今のところうちが作業委託と借受け、今年は 3 丁くらいうちがしてます。だからうちの川東はみんなやめていってます。

○谷川委員

それで今、中学校の南側、もう宅地化していこうかいう話も出てきている。だから、水利もそれに対していろいろと考えていかないといけないと言って、話が詰まってきてるところです。

○谷川委員

今谷川さん言われたように委託すれば、個々の契約にもよりますが、皆さんいろいろとですね、いただけると。それで農地もいらないという形が、この数字でよく現れていると。アンケート取った後に、3年で2万円という制度を作ったのも、そうすれば水利費も払わなくていいし、借受人も貸す人もそこそこのメリットが出るという趣旨でした。これを皆さん、再度数字が出ましたので、よく踏まえて契約していただける方があれば、PRしていただいて、それをご利用いただければ、ありがたいかなというふうに考えています。以上です。あと何かありませんか他に。

○谷川委員

丸亀の松岡会長は非常に優秀で、米価関係の仕事を長年されていまして、こういう数字 を出していただいて本当によかったなと大変感謝しております。

○稲田委員

この農機具費というのは、どういうものが入っているんですか。

○宮本会長

これは多分、普通のトラクターとかコンバインとか、5 反から1 丁ぐらいですから、それをトータルして、7 年償却。私が知っている範囲では7 年償却と思っています。そういう形で出してきたのかなと。7 年度は絶対これ償却する数字じゃないですけども、例えば、何百万でもいくらか引かれるでしょあれ全部が償却できるわけじゃないと思うので。それを引いてですね、償却費にしているという想定です。そのぐらいしか質問していません。書いた本人には。はい。でも参入はしていると。ちょっと金額的に少ないと思いました。

○稲田委員

普通でもマイナスで、そういう機械を、例えば1回払ったらもう全く合わないという。 状態で・・

○宮本会長

そういうふうに私もちょっと感じたんですけど、個々の賃料とかいろいろあるんですけど、そういう個々の質問はしていません。はい。あと、その他ありますか。はい。よろしいですか。帰って、また皆さん奥さんなりいろんな方に見せてあげていただければありがたいかなと思います。そしたらこの件、よろしいですか。終わりたいと思います。

○事務局1

皆さんのお手元にお届けしている別添のとこになるんですけども。前回4月の委員会の時に、皆様方に活動報告ということで、話しがあったと思うんですけども一応進めさせていただいております。

○事務局1

様式がこういう形で、農業会議の方から来ているんですけども、私の方の内容としては これあんまりそぐわないというか、、少し難しい内容になってると思うんでこれ書き方 なんかも2枚目に添えているんですけども、項目の中でも、実際に宇多津町の農業の中 でこういうことがあるのかなというふうに思っておるところでございます。実際のとこ

ろ、この項目がなくても、日々の活動ですね、先ほど皆さんがいろいろ言われたような、 例えばうちの田んぼ何とかやってくれないだろうかとかそういった相談があった時で も誰からこういう相談を受けたとか、それに対して答えはどうしたとか、そういうふう な形で。また逆に今、稲田委員から話しがあったように、農機具がこうこうで壊れたけ ども、どうしようかとかっていう、いろんな相談が多分あると思うんです。そういうと ころまで聞いた中で、こういう話をしたよというふうなざっくりしたものになると思う んですけども、そういうことだけでまずは書き込んでいただいて、次の農業委員会の時 に、ご持参いただけたらなというふうに思っています。それで農業会議も構わないと、 とにかく活動したところ、動いたところを成果として出してくださいと、という話で承 っています。今まではそれがなかったので、実際、農業委員の方は何をしているのかと いうのが見えてなかったところもあって、できるだけ見える化して欲しいというところ で、お願いをしておるところでございます。だから、いろんな相談とか、こんな手伝い したとか、こういうことで、こんな活動したとかっていうのがあったら、書き入れてい ただいても結構です。わからないことがあったら、個別に確認させてください。これっ てなんでしょうかっていうことまた聞こうと思いますんで。それでお願いできたらと思 います。とりあえず報告書の方はそれで対応ください。よろしくお願いします。

○事務局1

そしたら、今日普及センターの方が来ているので、その他の一番最後のご説明だけさせていただこうと思います。

○中讃農業改良センター原井

中讃農業改良普及センターから参りました、よろしくお願いします。この4月から地域 計画の窓口ということで、各市町を担当しています。いろいろと分からないことがあれ ば、聞いていただければわかる範囲で、私も調べて勉強してやっていきたいと思ってい ますのでよろしくお願いします。今日は宇多津町さんの方で地域計画を立ち上げるとい うことで、一応なぜ地域計画が必要かという部分も含めて、お手元のカラー刷りの写真 資料があると思いますので、それに基づいて説明させていただきたいと思います。

○中讃農業改良センター原井

特に香川県自体、全国で一番面積の小さい県でもあります。そういった中で、今、何が増えているかというと水田の耕作放棄地、遊休農地というのが非常に増えています。全

国の遊休農地の増加のグラフを見ていただいても、全国でワースト5位なので、農地水 田面積に占める割合が非常に高い。水田面積の占める割合というのは、ほぼ 20%遊休 地が増えている。今、そのほとんどが多分保全管理しながら、言葉で言えばこれが遊休 農地というよりは、保全管理で草刈とかはするが、耕作はしていない、そういった農地 の維持管理、それが全国で5位ということで、非常に比率的には高いというような。そ れと右が担い手の集積率の伸び悩みという。特に担い手の数も、近年、耕作者の平均年 齢が非常に高くなっています。 先月で、79 くらいだったかと思います。 兼業農家の比率 も 80%以上ということで、最近、集落営農法人とか、集落営農組織、そういったものも 増えてきていますが、それと認定農業者、そういった方の比率からしてでもやっぱり、 兼業の比率が非常に高い、農地を守っているのはほとんど兼業の方が多いと、いうよう なことが、この1ページ目に書いています。それともう一つは基盤整備率が全国に比べ て39%ということで、低いのがやっぱり、不便な小さい、狭小な農地が多いというよう なことがあります。そういったことを踏まえて、次のページに農地最適事業マネジメン トの推進という、形で国全体、全国の動きとしまして、皆さんもご存知だと思いますが、 左の上に、農業経営基盤強化促進法の改正ということで、令和4年5月に法律改正があ りました。特に市町において、将来の農地の利用の姿を明確化する地域計画の策定が法 定化された。法律が定められたというようなことになります。

○中讃農業改良センター原井

それともう1点、改正があったのが、農山漁村活性化法の改正ということで、この中では、今まで遊休農地あたりを、いわば補填を推進する、農地として維持するという法律が今回出てきました。新たに、もう農地として維持する困難な土地については、いわばもう草刈だけでは、管理するとか、特に山際あたりですと、鳥獣害、宇多津町さんの方でもそうですが、イノシシ、ハクビシン、こういった鳥獣害の被害も都心で街中であっても結構増えてきています。そういったところを鳥獣緩衝体、広く見えるようにして、管理して、要は、総合的ないうような、我々は保全管理と言っているんですけど、総合的管理、いつでも農地に復元できるような状態を維持しておくというようなこと。それと先ほど言った地域計画の法定化に関しては、施行から2年以内。いうことで、今年の4月に施行されまして、令和7年の3月31日までにこれを作成しなさいということで、2年間で、地域計画を立ち上げなさいというのが決まっております。それに向けて、県としましても、地域モデルの話し合いできるような条件のところで、地域計画の将来の姿を、農地の10年先を見越した形で、誰が担うのかというようなとこを地図に落とし

ていきなさいというようなことが、今回のいわば、宇多津町さんのあるべき方向を示す、 このためには農地の最適利用実現に向けた、農地のマネジメント、これは町とか農業委 員会、普及センター、それから農地機構そういったところも交えて、検討していきなさ いよというのが、この事業になります。

○中讃農業改良センター原井

特に具体的なポイントというところ真ん中に記載していますが、市町ごとに県が主導し て、マネジメントを行う推進チームを設置して、モデル地区ですかね、こういったとこ ろを設置して、先行的にそこで具体的方策のところに書いていますが、地域計画を含む 最適利用の検討、農地保全区域の総合的利用の検討。それから遊休農地の再生利用の検 討と、将来基盤整備必要ならそういったものも含めて、検討材料としていきますよとい う。特に農地最適利用の実現に向けた支援という内容としましては、モデル的な取り組 み、県独自でモデル事業を推進するために組みました。どういったことが可能かといい ますと、農業者等の協議の活性化とか、集落での話し合いをして、農地あそこのある農 地をどうしたらいいかとか、そういう話し合いの場を確保していく。それから、簡易な 基盤整備、ちょっとしたユンボとか、大きい機械、ちょっとした作業で基盤、利用基盤、 木を取ったりとか、石を除けたり、そういう活用とか、省力化技術の実証、草刈とか、 そういった形で右の端の農業利用区域、今、優先的に皆さん兼業農家さん、専業農家さ ん、そういった方々が、使っている農地として将来守っていく農地を位置づけるのと、 山際なんかで鳥獣害対策とか保全して、将来にわたって水系があったり、多分、山間部 で水田の奥にはため池がありますから、そういったところの農地が荒らされないように、 保全地域を設けて、そこを管理していくというような、非常に大変な作業、事業ですが、 そういった内容の地域計画というようなことになります。

○中讃農業改良センター原井

その3ページ目、次の農地最適事業マネジメント推進事業。これがここではモデル事業という半分から下のところにありますが、県の地域計画策定支援事業は、これは国の事業を活用して、保護事業で地域計画を話し合い活動なり、地域地図の検討、それから、取りまとめ、こういったものを行うんですが、中讃地域では1ヶ所の市町だけが今取り組む計画が挙がっております。2番目の農地最適事業実現モデル事業ということで、これは県の県単事業で3000万の枠を設けています。どういったことができるかといいますと、右側にイメージの写真がありますが、特にモデル地域を設定していただいて、そ

こで簡易な基盤整備とか、景観、緑肥、要は景観形成作物ひまわりとかレンゲとか、そういったものを植えて、皆さんが景観を維持していくというような、そういった取り組みに対しての補助助成、特にそれに必要な草刈り機とか、ここにあります紙パックを持っていますが、そういった総合的管理をするにあたって、あそこの農地、誰も管理する人がいないから、どうにかして、景観なり、維持していきたいなというようなところを条件整備するために、1 モデル地区あたり 200 万円の、これはハード事業、例えば機械とかそんなの、400 万まで 200 万の 2 分の 1 の助成が県の方で検討されています。それに必要な機械整備条件整備とか、そういったものを、農機具倉庫とかトイレの整備、そういったもの入っていますが、一般的には草刈が多分一番活用されるんではないかなと思われます。

○中讃農業改良センター原井

それからもう一つが、農地の総合的管理に必要となる景観緑肥作物の種子代とか、鳥獣 干渉対応整備するために、ネットをやるとか、鳥獣害の事業でも、このネットとかを整 備されますが、電気柵とかね。こちらででも、別途、取り組むことは可能です。ただ、 1件当たり2万円という形で上限があります。ただ、皆さん住民がすれば20万という ような形にはなってくると思いますけど、そういった事業に取り組むことが可能ですよ と。ただこちらは2地区において、多面的機能支払の取り組みをやっていますが、これ と合わせて一緒では駄目なんですけど。合わせて取り組むという事業も可能ですので、 別途、重ならない内容なければ、この事業も取り組むことは可能になると思います。

○中讃農業改良センター原井

最後のページですが、今後、推進体制としまして、左端に県農地機構、農業会議、市町農業委員会、JAでそういった方々が連携しながら、より良い農地の推進に、維持管理に努めていただければというようなことで、事業が組まれております。私も4月からなので、十分理解はしてない部分もありますが、こういった取り組みが可能なのでぜひ、町の方で取り組める部分があったら、していただければ、理想かなと思っています。よろしくお願いします。

○宮本会長

ありがとうございました。

皆さん資料を見ながら説明を受けたんですが、何か質問等ありますか。

○谷川委員

これ、説明してくれる内容はよくわかった。けれども、これはなかなか前に進まないんです。なぜかというと、宇多津でも遊休農地が多い。これを罰するいう法律が何かこう、あればね。それをできたら、本当は県が遊休農地で作れなくなっているなら、地区なら地区の人に作ってもらうような権限があるならば、協力してあげられる。いや、例えば本人さんと私が何か悪かったら、あの人には田んぼは貸さないと言われたら、どんなになるんですかね。行政の方で構造をきちんとしてくれるのであれば、協力はできる。ただ、遊休農地というのは、宇多津町はあんまり見当たらないんですよ。今水田は水田で、畑は畑で十分活用していると思う。全体を見たら、宇多津はよそよりは、遊休田は少ないと思う。これは行政の方で責任持って、耕作できないなら、この人に委託しなさいとか、そういうような指導ができるなら、本当はそれをして欲しい。これを、やっぱり県町が責任持って、何かそういう地主さんと話して、できないならこの人に委託しなさいとか、いうような方向性がとれるなら協力できる。

○中讃農業改良センター原井

本当になかなかそれは難しいところですね、農地と人というのは。

○宮本会長

今谷川委員の方からいろいろと現状、特に宇多津町はご存知のように直島と同じように 農振地域から外れてますので、宅地化が進んでるという形と、もともと面積が非常に少 ないというところもありまして、県がいわゆる中間管理機構という機構あるんですが、 当町には当然機構の人もおりませんし、そういう意味で仲人さんというかね、農地の引 き合わせをするとか、そういうシステムがありませんので、それはそれで仕方がないと、 こういう部分あります。一方で私も71歳になってきたんですが、もう高齢化が進んで きまして、なかなか次の代に渡してやっていただく、先ほどの話の中でも申し上げたよ うに、作れば作るほど赤字だというような状況で、果たして農地をこのまま維持し、も しくは、次の代に農業やっていただけるかという非常に困難な状況というのは皆さん認 識されています。そういう意味で、実は当町で3年前に各農家、1反以上持っておられ る方にアンケートをとりました。83%という高率の回収でしたが、それを一覧表にしました。その内容としましては、10年後だったか、5年後だったか、どのような方に持っていこうかと。或いは継続化のために、担い手がありますかとか、そういう設問を設けて、アンケートしました。農業会議の方にそのアンケートをお渡しして、それをもって人農地プランの図面化を依頼しているというような状況です。今回人農地プランというのは名称がかわりまして、地域計画という認識ありましたので、私も香川県の会長会議に行きますと、特に山の方の方は、農地がたくさんあるんだけども、なかなか作り手が少ないと。荒れ地がたくさんできて苦しいと。一方、丸亀とか宇多津とか、こういう市街地は宅地化が進んで、なかなか集約化も難しいというのを会長会議の中で雑談的な話をしております。とりあえずは宇多津町におきましては、アンケートをいただきましたので、それを図面化して、皆さんの意向を図面化の中でいかに生かしていけるかというのを今策定中という状況です。

○野田委員

アイレックスの研修に3年くらい、1時~4時位までみんなで参加しましたけどね、現実と前で言われていることが全然違うんですよ。農家のコツコツする仕事と全然離れていたんです。今回、この資料を見て、谷川委員もおっしゃっていたけれど、宇多津町に遊ばせている農地はありません。たまにぽつぽつあるのは、ご主人が病気でできなくて、奥さんがひとりではできないから、シルバーで草刈りをしてもらっているとか、ある人は、おじいさんが昭和20年頃の農地開発の時にたくさん田んぼを買って、高齢になってできなくなってきているとか。早い話が2反ぐらいだったら、一番やりやすい。5反とか、3反以上とかを一人でするとなると、大変ですよね。おっしゃっていることはすばらしいですけど、私もそうだと思います。国が方針を決めて、県も一緒ですけど、こうしませんかって言ってきたら、町は絶対にしないといけないんですか。

○中讃農業改良センター原井

当然温度差というか、そういうものがあっても、状況に合わせていけると思うんです。 法定化されるということなので、策定については、相談しながら進めていくといって、 一つはもう半分義務的なこと。作りなさいという法律があったということで、ただそれ はもう作り方によって、町の皆さんの考え方によって、その差があっても当然いいんで すけども、どうもその現状の状況を踏まえて、皆さんに相談しながら作り上げていくよ うな形。山間部で非常にこれにぴったりはまるところと、宇多津町とかは当然違っても、 構いません。将来の姿、宇多津はどうしていくかいうことを相談されてくるという、、 宇多津町はできませんとかいう話には、ならないです。

○野田委員

私も生まれてからずっとこの辺りでいますけど、坂出の横山地区なんかも、2 反 3 反の 田んぼがきれいに並んでいましたけど、今は住宅の方が多いくらい。だから、この話は 時代の流れに合っていない気がするんです。

○中讃農業改良センター原井

将来、農地をこれから先残していこうという、一つの方向だと思うんですよね。形は変わっていても、こういう形で。ただ、地図上に、10年先にこの農地は誰がしますかということを、そこまで決めてというのは、なかなか難しい話だと思うんですけど、方法として、できるし、兼業であろうが、もう、うちはもう兼業で少しずつしかできないけど、10年先も農地は守っていきたいという人はやっぱりそこに地図の中で位置付けして。それは宇多津町は、もう全然景色が小学校の周辺から南にかけて、住宅地がすごく増えてます。そうだから、なかなか厳しいというのはわかりますけど、できれば宇多津町さんも、ここの農地をやっぱり将来に渡って残せるところは残していくとかという、そういう方向性を皆さんで話し合いながら考えていただくというのがこの地域計画になるかなと。

○野田委員

話し合いとか、寄合しても、農家の人はみんな近所の人だから、言うことがわかるんですよ、言わなくても。さっき言ったみたいに、手放したい、売りたい、田んぼはしたくないと。トラクターも壊れるし、トラクターが入らないところは手間が掛かって大変だし。だから、まんのうのひまわりとか、アイレックスの研修で話しをしていたようなところとは、宇多津町は違うと思うんです。

○中讃農業改良センター原井

それはもう全然違うと思います。だから宇多津町は宇多津町としての、今の姿皆さんよく知っているから、それに合った形のもので、どういうふうに進めていくか。

○野田委員

私は、先にあぜ道を整備したり、水路が壊れているところを直してもらいたいんです。 今回の話はちょっと現実とかけ離れているということが言いたかったんです。モデル地 区になっているとか、話しが難しい。

○中讃農業改良センター原井

資料として今公表しているから、こんなんで今後地域として取り組んでいきませんかい とう話ですけど、なかなか一色単に簡単にはできるもんでないですよね。

○野田委員

現実はちょっと合わないですよ。これが、このモデル地区とか 10 年計画とかいうものが。以上です。

○宮本会長

いいですか。他にありませんか。どうぞ事務局。

○事務局1

皆さんありがとうございました。今日、普及センターの方から来ていただいたのは、宇 多津町においても人農地プランというのがずっと今までありまして、これが農振地域から外れているということで、今回は人農地プランというのはもう除外していただこうという話で進めてきた。ただし、今年度、4月より法律が変わった。ということで、この人農地プランに代わる地域計画というものを策定しなければならないという話になってきたところでございます。ここについては、今後 10年と今先ほど野田委員がおっしゃったように、5年か 10年かわかりません先のことはまず、まず見えてこない。宇多津町の地域計画というふうに考えたときに、そしたら 10年後はもう家が建ってしまってそれが地域計画になっているかもということも、ちょっと危機感を私は描いております。農業委員会は、では何をしなければならないのかと言ったら、農地を守っていかなければならない、ということで考えたときに、高齢化でそれができないというのであれば、誰かに代わって、その農地を維持していただこうというふうなものが計画ではないのかなというふうに私は考えております。

○事務局1

そこで、あくまでもこれは手探り、どうなるかわかりません。今まで宇多津町が手がけ

てきたものではないというのであるんで、このモデルという手もモデルというのがあるかどうかそれはわかりませんが、ある意味、手がけていって様子を見て、それを状況確認した上で、これが宇多津町にとってそういうものかということをやっぱり確認していかなければならないというふうに委員会として、事務局として思っておるところでございます。

○事務局1

それで今回、どういうふうにしてモデル化していったらいいのかということを考えたときに、事務局としては、先ほど原井主任がおっしゃったように、昨年、多面的機能ということで、奥池、前池とこの二つの池を中心として多面的の活動を取り入れてきたと思います。今回はそういうふうな資料に基づいて、どういったところがよく似ているのかということを考えたときに、今回は奥池っていうことで、今野田さんは地元出身の委員でありますが、昨年はイノシシの被害とか、そういったものも多く出て、ここが一番該当してくるのではないかと捉えました。これを、今回どうなるかわかりませんが、いろんな意見とか成果とかそういったものが見えてこないので、前に進めていかないといけないと私は考えております。10年後にあの時なぜしなかったのか、ということがないように。ですので、一応奥池を対象としてさせていただくということで進めていこうと思っております。委員の方々の賛同、意見をいただけたらというふうに思います。

○野田委員

なぜ、奥池なのか。

○事務局1

ですからこれ見たときに、他の集落って結構大きいんです。規模的に。長縄手にしても、 とか岩屋、聖通寺にしても、もう幅広く・・

○野田委員

何回も言いますけど、奥池はそれぞれみんな畑をして、産直に納めたりしています。遊休地だって、何万も出して草刈りしています。意味が違うんですね。何もしないのはだめっていっても・・

○事務局1

何もしないのはだめだというのは、奥池のことを言っているのではなく、宇多津町として、農業委員会の事務局として、何か手を付けておかないと、という思いです。

○野田委員

なんにもしてない訳ではないんです。ただイノシシが去年出ただけなんです。

○事務局1

だから今年も出ないとは限らないので、やはり何かいろいろ考えておかないと被害が出てから、これをしておいたらというよりは、何か対策をしたほうがいいと思うんですよ。

○野田委員

私、昨日、旧農業委員の●●さんと1時間話してきたわけですよ。それで、この資料を 見せて意見を聞いたけれども、全然ダメ。事務局が奥池のこと、10年後良くなるように しましょうというのだったら、他の事お願いしたいんですよ。

○事務局1

理想はそうですよね、具体的な話しはまだしていないです。こういうことがありますよということで。

みんなもう一生懸命しているんですよ、遊ばせている農地はないんですよ。

○宮本会長

ちょっとローカルな話になって、趣旨がずれてきたかな。

○野田委員

今ちょっと言えなかったですけど、今のモデル地区の話しを奥池へお願いすると言われたけど、私が、ちょっと現実と話が合わないから断ってくださいって言ったんです。でも事務局はモデル地区としてやると言っているんです。ですから私は、内輪の話しというんではなく、皆さんに聞いてもらいたいんです。宇多津にそういうモデル地区の話しは持ってきてもできませんよとして欲しいんです。事務局には。これ3人で話しをしてもだめでしょ、受け付けませんよ。これは理想ですよ。何か改革をするというのは、一

歩前に出ないといけないですけど、みんな一生懸命池の1番、2番いって、抜いて堰して、水を入れてってしているんです。遊んでいる田んぼを今からどうしろっていうんですか。変えていく。それが、むちゃくちゃ言われているような気がして。事務局は10年後ほっとかれたと言われるのは、ということでしたが、私としては、ほっといてくれていい、今のままの奥池が好きなんです。

○事務局1

すいません、最初に代表とお話をさせていただいた経緯があって、その時は快く受けていただいて準備を進めていたので、私の方はその話伺ってなかったので、それはそれとして変えますので。

○宮本会長

いま、議論が平行になって、別の方向へ進んでいます。一応、普及センターの方の説明 は十分伺いました。宇多津町は宇多津町でのいろんな諸事情があり、それに近い形でい ろんな補助金なり、やり方なりを適用できればというふうに説明を受けたという形で、 今回の説明会は終わりたいと思います。個々の地域、地域の話は今後うちの農業委員会 の中でまとめていって・・

○中讃農業改良センター原井

このモデル事業自体、別に事業をとらなければいけないというわけではないです。この地区をモデルの話し合いの場として、例えば奥池地区で、その地図に 10 年先の話し合いするときに、この農地はどういう現状で守っていけるか、そういう話し合いで、そこで問題がこういうことがわかっているんだというところを、まず吸い上げていくという。そのときに、問題があれば、こういう機械を入れておいたらいいなという時に、この事業に乗っていただければいい。ただ、ひまわり植えるとか、景観作物を植えるというのも、管理するのは大変だから、ちょっと種でも蒔いておこうかというぐらいの感覚でいいんですよ。できれば、こういう今はもう荒れようとしているところ、どうやったら将来誰だれが守っていくということをできれば、宇多津町全体がモデル地域みたいなものですから1ヶ所なんで、だからその中で話をしながら、そういう課題を吸い上げて、次の段階、もし今年、こういう事業に乗りたいっていう希望があれば、今年あげたらいいけど、今年、そういった意見もなく、ほっといてくれとだけど、地図上にはこういう形で宇多津町の農地は10年先こういう形で、地域計画はできますという話し合いは一歩

でも進めていただければいいかなと思いまして。だから、事業とか、2万円とかいう話はもう置いといていただいて、地域で課題を吸い上げて、それで取り組めるようであれば、こういう事業、今年来年だけの2年間だけですけど、設けてるんで、活用していただければいいのかなと思ってますので。

○野田委員

奥池の1番ゆるが全然使えないんですよ。そういうのを一番に直してもらいたいって話なんですよ。現実的に。農道がある程度歩けない、狭くてトラクターが入れない。奥池の1番ゆるが壊れているから、田んぼに水が入らない草刈りばっかりする畑になっている。その1番ゆるを昭和59年に奥池を整備した時から、開けたときからもうごみが詰まってしまうんです。開けた人が困って、水が出っ放しになって、一輪車で土を放り込んで・そしたらもう1回開けたら詰まるんですよ。結局、緊急の場合、今2番ゆるだけでいってますけど。女の人が2番ゆるを開けたらドーンと出ていくんですよ。閉めるときはしっかり閉めますけど、怖いんですよ。奥池の場合、ゆるが怖いんです。役場へはもう3年前から言っていますけど、他の話になる。水位計付けませんか、カメラ付けませんか、いまなら無料で付けれますとか。奥池に水位計やカメラ付けてどうするんですか。

○事務局2

多面的の話ですね、多面的活動組織の。今はちょっと違う話ですね。

○野田委員

なんかもう現実は・・現実はトラクターが入らない。1番ゆるが壊れている。これ壊れているんではないんです、設計が悪いんですよ。ゴミが溜まるような設計してるから。 その他、探したらあると思うんですけど。順番がね、整備してくれる順番が、いきなり これはちょっとおかしいと思うんですよという意見が4人ぐらいの間から出ました。

○事務局1

ありがとうございました。

○宮本会長

はい。そしたら時間だいぶ超過しました。普及センターの皆さん、趣旨よくわかりまし

た。また今後不明な点、宇多津地区であればどうだろうかということ、また問い合わせ させていただくことがあれば、よろしくお願いしたい。本日はどうもありがとうござい ました。

午前 10 時 50 分 閉会